

「広報いたばし」発行要綱

(平成 20 年 3 月 10 日区長決定)

(令和 3 年 2 月 25 日区長決定)

(令和 7 年 3 月 27 日区長決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区広報発行規程（昭和 29 年板橋区訓令甲第 8 号。以下「規程」という。）に基づき、板橋区が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）の発行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(形態等)

第 2 条 広報紙の紙面サイズは、タブロイド判とする。

2 広報紙の 1 号あたりの頁数は、8 頁又は 4 頁とし、発行しようとする広報紙（以下「発行号」という。）毎の記事量等を勘案して、政策経営部広聴広報課長（以下「広聴広報課長」という。）が定める。

(色 数)

第 3 条 広報紙の色数は、発行号毎に、広聴広報課長が定める。

(掲載の範囲)

第 4 条 広報紙に掲載する記事は、規程第 2 条に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、広報紙に、次の各号に掲げる記事を掲載することができる。ただし、第 2 号から第 4 号に掲げる記事については、発行号の紙面に余裕がある場合に限る。

(1) 別表に定める団体が実施する事業に関する記事

(2) 「タウン情報」掲載基準（平成 12 年 11 月 15 日広聴広報課長決定）を満たす記事

(3) 「サークルだより」掲載基準（平成 12 年 11 月 15 日広聴広報課長決定）を満たす記事

(4) 官公庁、独立行政法人、国公立の学校その他公共的団体と認められる団体から掲載依頼があった記事

(5) 「広報いたばし」広告掲載取扱要綱（平成 14 年 12 月 12 日区長決定）に定める広告

(6) 広聴広報課が独自に取材し、作成する記事

(7) 前各号に定めるもののほか、広聴広報課長が特に掲載を必要と認めた記事

(掲載の頻度)

第 5 条 同一内容の記事の広報紙への掲載は、次の各号に掲げる記事を除き、1 年度に 1 回を限度とする。

(1) 重ねて周知又は啓発を行うことが区民にとって有益であると広聴広報課長が認めた記事

(2) 前条第 2 項第 4 号に掲げる記事

(記事の体裁)

第6条 広報紙に掲載する記事の体裁は、記事の原稿を基に、「広報いたばし」表記マニュアル（平成8年4月1日広聴広報課長決定。以下「表記マニュアル」という。）の規定に基づき整えるものとする。

- 2 前項の規定により記事の体裁を整える場合において、元原稿の記述が表記マニュアルの規定に反する場合は、固有名詞を除き表記マニュアルの規定に従い、表記を変更するものとする。

(取材)

第7条 記事の作成にあたり広聴広報課長が必要であると認める場合には、広聴広報課職員等が取材を行うものとする。

- 2 取材の際に収集した個人情報の取扱いについては、広報取材に係わる個人情報保護基準（平成11年3月8日企画部長決定）を遵守するものとする。
- 3 取材を行うにあたっては、取材を受ける者に対して、「広報いたばし」謝礼基準（平成16年4月1日政策経営部長決定）に規定する範囲内で、謝礼を支払うことができる。この場合において、広聴広報課職員以外の職員が取材を行う場合は、事前に、広聴広報課と協議を行うものとする。

(視覚障がい者対応)

第8条 視覚に障がいがある者への広報手段として、広報紙の発行にあわせて、次の各号に掲げる媒体を発行する。

- (1) 板橋区録音版広報貸与事業取扱要綱（平成元年12月27日区長決定）の規定による録音版広報
- (2) 板橋区点字版広報交付事業取扱要綱（平成元年12月27日区長決定）の規定による点字版広報
- (3) 板橋区録音版広報交付事業取扱要綱（令和7年2月4日区長決定）の規定による録音版広報

- 2 前項に定める媒体に係る対象者及び申請方法等は、前項各号に掲げる要綱の規定による。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は平成20年3月10日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

	団体名
1	板橋区観光協会
2	板橋区土地開発公社
3	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団
4	公益財団法人板橋区産業振興公社
5	公益財団法人植村記念財団
6	公益社団法人板橋区シルバー人材センター
7	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会
8	いたばし総合ボランティアセンター